

5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

〔1〕都市福利施設の整備の必要性

【現状分析】

中心市街地には、多くの公共公益施設等の都市福利施設が立地しており、まちなか居住者や市民に対する公共サービスや文化的な暮らしを支える重要な役割を担っています。

■中心市街地に立地している都市福利施設

分類	施設名
官公庁施設	市役所、高崎駅市民サービスセンター（パスポートセンター併設）、裁判所（支部）、子育てなんでもセンター、高齢者福祉なんでも相談センター
医療・福祉施設	高崎総合医療センター、総合保健センター
文化・スポーツ施設	中央図書館、高崎アリーナ、高崎芸術劇場、群馬音楽センター、高崎シティギャラリー、シンフォニーホール、高崎市美術館、高崎市タワー美術館、旧井上房一郎邸、Gメッセ群馬
その他	高崎郵便局

【都市福利施設を整備する事業の必要性】

本市の中心市街地には、公共公益施設等が数多く集積し、市民に都市福利機能を提供しておりますが、目標3に掲げた「快適・便利なまちなか居住が享受できる中心市街地の形成」を目指すためには、今後、都市福利機能の一層の充実が求められます。

特に、高崎駅東口においては、都市集客施設等の整備が進められており、高崎芸術劇場を中心に、市民文化を創造・発信する新たな都市福利施設等の導入が求められています。このような施設は、市民が文化や芸術に触れる機会を増やし、地域の活性化に寄与することが期待されます。

【フォローアップの考え方】

事業所管課や中心市街地活性化協議会などと連携して、事業の進捗状況や事業効果等について検証し、必要に応じて改善措置を講じます。

〔2〕具体的事業の内容

（1）法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

（2）①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

該当なし

（2）②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

【事業名】パブリックゾーン整備事業（再掲）

【事業実施時期】	令和 7 年度～令和 11 年度		
【実施主体】	高崎市		
【事業内容】	高崎駅東口栄町地区の再開発ビル内に公民館や子ども図書館、キッズスペース、子育て支援施設等を整備		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	来訪者で賑わう集客拠点ゾーンの形成		
【目標指標】	都市集客施設の利用者数の合計値、歩行者・自転車通行量（休日）		
【活性化に資する理由】	高崎駅東口に建設する再開発ビル内に公民館や子ども図書館、キッズスペース、子育て支援施設等を整備することにより、中心市街地における多世代の市民の来訪や交流を促進する。		
【支援措置名】	都市構造再編集中支援事業（高崎駅周辺地区）		
【支援措置実施時期】	令和 7 年度～令和 11 年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

【事業名】高崎市東町市民活動センター建替事業

【事業実施時期】	令和 2 年度～令和 7 年度		
【実施主体】	高崎市		
【事業内容】	老朽化した既存建物の建替え		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	快適・便利なまちなか居住が享受できる中心市街地の形成		
【目標指標】	都市集客施設の利用者数の合計値		
【活性化に資する理由】	老朽化した既存建物を建替え、勤労者の福利厚生や地域住民のレクリエーション活動等のための会議室、交流スペース等を整備することにより、中心市街地における多世帯の市民の来訪や交流を促進する。		
【支援措置名】	都市構造再編集集中支援事業（高崎駅周辺地区）		
【支援措置実施時期】	令和 2 年度～令和 7 年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

(4) 国の支援措置がないその他の事業

該当なし